

令和4年度決算 財務書類

注記（連結会計）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………原則として取得価額

ただし、取得価額が不明なものは、再調達価額としています。

なお、連結対象団体（会計）については、原則、取得価額としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得価額

②出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

ただし、連結対象団体（会計）については、先入先出法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年～50 年

工作物 3 年～75 年

物品 2 年～30 年

ただし、連結対象団体（会計）については、定率法によっています。

②無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっ
ています。）

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリ
ース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナン
ス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方
法と同一の方法

（5）引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不
能見込額を計上しています。

また、連結対象団体（会計）については、実績率等による回収不能見込額を計上し
ています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全
化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上していま
す。

④賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の
見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（6）リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及
びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超える連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

令和4年度末において、住宅新築資金等貸付事業費特別会計が廃止されております。

(2) 組織・機構の大幅な変更

令和5年度以降の職員の定年は、段階的に65歳に引き上げられる予定です。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

令和5年8月の台風第7号の大雨被害に対する災害復旧事業費

- ・ 令和5年度8月専決補正
61,740千円（市道等応急復旧）
- ・ 令和5年度9月補正
1,030,164千円（市道、河川、林道、農地、農業用施設、学校施設）
- ・ 令和5年度9月追加補正
2,682,320千円（市道、河川、公園、林道、農地、農業用施設）
- ・ 令和5年度12月補正
226,331千円（河川、林道、農地、農業用施設）

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

| 団体名 | 確定債務額 | 履行すべき額が確定していない 損失補償債務等 | | 総額 |
|-----------|-------|---------------------------|---------------|-------------|
| | | 損失補償等 引当金計上額 | 貸借対照表 未計上額 | |
| 鳥取市土地開発公社 | －千円 | 1,884,559千円 | 5,097,302千円 | 6,981,861千円 |
| 鳥取県産業振興機構 | －千円 | 242,076千円 | －千円 | 242,076千円 |
| 鳥取県信用保証協会 | －千円 | 278千円 | －千円 | 278千円 |

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

| 団体（会計）名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
|--------------------------------|---------|-------|--------|
| 公益財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館 | 第3セクター等 | 比例 | 50.00% |
| 公益財団法人 鳥取県東部環境管理公社 | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 公益財団法人 鳥取市人権情報センター | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 公益財団法人 鳥取市文化財団 | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 一般財団法人 鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 一般財団法人 用瀬町ふるさと振興事業団 | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 株式会社 さじ式拾壺 | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 有限会社 かみんぐさじ | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 一般財団法人 鳥取市農業公社 | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 株式会社 ふるさと鹿野 | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 鳥取県東部広域行政管理組合（一般会計） | 一部事務組合 | 比例 | 80.41% |
| 鳥取県東部広域行政管理組合 （因幡ふるさと振興基金） | 一部事務組合 | 比例 | 74.93% |
| 鳥取県後期高齢者医療広域連合 | 広域連合 | 比例 | 28.70% |
| 公立大学法人 公立鳥取環境大学 | 第3セクター等 | 比例 | 50.00% |
| 鳥取市土地開発公社 | 地方3公社 | 全部 | — |
| 公益財団法人 鳥取市環境事業公社 | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 一般財団法人 鳥取開発公社 | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 公益財団法人 鳥取市公園・スポーツ施設協会 | 第3セクター等 | 全部 | — |
| 一般財団法人 鳥取市教育福祉振興会 | 第3セクター等 | 全部 | — |

連結の方法は次のとおりです。

①一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

②第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

※連結財務書類から対象となる連結対象団体を記載しています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体と出納整理期間を設けている団体との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が完了したものとして調整します。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。